

2026 年 4 月 第 9 弾レスラクキャンペーン特約

1. 2026 年 4 月第 9 弾レスラクキャンペーン特約（以下「本特約」といい、2026 年 4 月第 9 弾レスラクキャンペーンを「本キャンペーン」という）は、当社が提供する「レスラク」（以下「本サービス」という）の利用を希望し当社に申し込む者のうち、次の各号に定める条件を満たす者（以下「対象利用者」という）に適用される。なお、本特約に使用する用語の定義は、本特約において特段の定義がない場合、「レスラク利用約款」（以下「原約款」という）における定義と同一とする。
 - (1) 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 30 日までの期間（以下「本キャンペーン期間」という）に、当社に対して原約款に基づく本契約の申込みを行うこと
 - (2) 2027 年 4 月 30 日までに本サービスの利用を開始すること
 - (3) 過去に当社が実施したレスラクキャンペーンの適用を受けていないこと
2. 原約款の定めにかかわらず、本サービスの対価のうち、初期費用を 10,000 円（税別）とする。
3. 当社が別途実施するレスラク利用料（特別プラン）特約との併用はできないものとする。
4. 本特約による本キャンペーンの適用は、本サービスを利用する店舗につき 1 回限りとし、本キャンペーン期間中に本契約を解約し、解約をした店舗で再度契約をする等の場合は、本キャンペーンの対象外であり、本特約は適用されないものとする。
5. 対象利用者が本特約第 1 項第 2 号に定める利用開始期日までに本サービスの利用を開始しなかった場合、当社は対象利用者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことで、本契約を解除することができるものとする。

制定日：2026 年 4 月 1 日

改定日：2026 年 10 月 1 日